

# 富山大学における災害等による休講措置に関する取扱要項

平成 30 年 3 月 27 日制定

平成 30 年 10 月 30 日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学（以下「本学」という。）の学生の安全確保のため、災害又は不測の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(気象警報等による休講措置)

第2条 五福キャンパス及び杉谷キャンパスにあつては富山市、高岡キャンパスにあつては高岡市、その他授業を実施する地域（以下「対象地域」という。）において、特別警報及び気象警報（洪水、暴風、大雪及び暴風雪に限る。）（以下「気象警報等」という。）が発令された場合は、公共交通機関の運行状況等も考慮した上で、学長が指名する理事（以下「理事」という。）の判断により、次に掲げる措置をとる。

- (1) 午前6時30分の時点で気象警報等が発令されている場合は、午前の授業を休講とする。
  - (2) 午前11時の時点で気象警報等が発令されている場合は、午後の授業を休講とする。
  - (3) 午後4時の時点で気象警報等が発令されている場合は、夜間の授業を休講とする。
  - (4) 授業開始後に気象警報等が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とし、特別警報が発令された場合は直ちに授業を休講とする。
- 2 気象警報等の発令後は、必要に応じて学生を学内の安全な場所に待機させるものとする。
- 3 対象地域において翌日に気象警報等の発令が予想される場合、理事は、午後5時頃までに翌日の措置について予告を行う。

(地震による休講措置)

第3条 対象地域において「震度5弱以上」の地震が発生し、キャンパス内の停電、断水、校舎等建物の被害状況等を考慮した結果、授業の実施が不可能と理事が判断した場合、当分の間、授業を休講とする。

(不測の事態が生じた場合の休講措置)

第4条 前2条に規定する災害のほか、不測の事態が生じ、学生の安全確保のため必要があると理事が判断した場合は、授業を休講とする。

(部局での対応)

第5条 各部局長が休講措置を必要と認めた場合は、理事と協議するものとする。

(学外における実習の取扱い)

第6条 教育実習、臨床実習、介護等体験、インターンシップ等学外の実習については、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとする。

(休講等の周知方法)

第7条 災害等による休講は、ヘルン・システム、スマートフォン用アプリケーション及び本学ウェブサイトにより速やかに周知するものとし、授業中の場合は、授業担当教員を通じて周知するものとする。

- 2 第2条に規定する気象警報等が発令された場合で、理事の判断により授業を実施するときは、前項と同様の方法により速やかに周知するものとする。

(通学が困難な場合の救済措置)

第8条 第2条から第4条までに規定するもののほか、学生の居住地や通学路等において気象警報等が発令される等の状況により授業を欠席した場合や、公共交通機関の運休等により通学が不可能な場合等は、当該学生からの申出により休講と同様に取り扱うものとする。

2 前項の申出は、授業欠席届（気象警報等・公共交通機関の運休等）（別紙様式）を、専門科目の場合は学生が所属する学部等の長に、教養教育科目の場合は教養教育院長に提出することにより行う。なお、公共交通機関の運休等を事由として申し出る場合は、運休等を明らかにする書面を添付する。

(休講の代替措置)

第9条 災害等により休講となった授業は、補講を行うものとする。ただし、授業担当教員の判断により、レポート等により当該授業に相当する学修を課することができる。

(課外活動)

第10条 休講措置を行う場合は、対象とするキャンパスにおいて全ての課外活動を禁止する。休業日における課外活動についても本要項に準ずるものとする。

(その他)

第11条 本要項の改廃は、教育・学生支援機構会議及び危機管理委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

第12条 この要項に定めるもののほか、災害等が発生した場合の授業及び課外活動の取扱いは、学長が決定する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年10月30日から施行する。

(別紙様式)

## 授業欠席届 (気象警報等・交通機関の運休等)

平成 年 月 日

殿

所 属 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

このたび、下記の事由により通学できなかったため、出席できなかった授業科目を届け出ます。

記

1. 事由 (該当事由に (チェック) を入れ、名称等を記入のこと)

気象警報等による通学不可

( 警報等名称及び通学経路を記入 )

交通機関の運休等による通学不可

(交通機関の運休等を明らかにする書類を添付すること)

2. 出席できなかった授業科目

月日 (曜日)・時限	授業科目名	担当教員名

1. 休講措置の対象とならない気象警報又は交通機関の運休等により通学が困難な場合は、通学が可能になった後、本用紙に必要事項を記入の上、所属学部等の教務担当又は教養教育支援室へ提出してください。
2. 定期試験が受験できなかった場合は、所定の手続きを行ってください。